特222
809

弁護士 畔柳桑太郎著

常識 商法 手形法と小切手法

東京 商法研究社發行

0015584000

0015584-000

特２２２－８０９

手形法と小切手法

畔柳桑太郎・著

商法研究社

昭和１０

ACF

特222
809

辯護士 畔柳桑太郎 著

商法常識

手形法と小切手法

東京 商法研究社發行

序文

爲替手形、約束手形及小切手に付ては各部門に分けて說明するものと合一して說明するものとがある、本書では新手形法に基づき爲替手形と約束手形とを合一し小切手を分離して說明することにした、蓋し爲替手形と約束手形とは經濟上の作用を殆んど同じうするも小切手は之等のものとは經濟上の作用を異にする爲である

併し爲替手形、約束手形、小切手の三者は法律上の構成が殆んど同一であるから其一に付て說明を加へれば他のものは概要を示せば足る、故に本書に於ては手形に付ては單に概要を示したに止まる、從て小切手だけを讀まんとする人も一應手形に關する說明を參考とせられたい

尙手形法及小切手法の各末尾に國際私法的規定が存するも之等のものは裁判上重要であつても一般には實益に乏しいから省略した

昭和十年九月

著者識

商法常識　手形法と小切手法　目次

第一編　總論　論……一
第一章　概念……一
第二章　手形行爲及小切手行爲……一
一、意義　二、手形行爲獨立の原則　三、代理……四
第三章　手形及小切手の取得……六
第四章　手形及小切手の僞造及變造……七
第五章　時效……八
第六章　利得償還請求權……九
第七章　通則……一〇
一、期間　二、休日　三、署名　四、拒絕證書　五、銀行

第二編　爲替手形及約束手形……一五
第一章　振　出……一五
一、振出の性質　二、振出の要件　三、利息手形　四、要件以外の記載　五、振出の方式　六、振出の効力
第二章　裏　書……二五
一、性質　二、方式　三、効力　四、裏書の連續　五、戻裏書　六、取立委任の裏書　七、質入裏書　八、拒絶證書作成後の裏書
第三章　引　受……三三
一、意義　二、方式　三、呈示　四、考慮期間　五、効力
第四章　保　證……三八
一、性質　二、方式　三、効力
第五章　滿　期……四〇
第六章　支　拂……四二

第七章　遡及權……四五
一、意義　二、遡及權の行使　三、遡及の通知　四、無費用償還文句　五、手形債務者の責任　六、遡及の內容　七、償還　八、遡及權の消滅　九、遡及と不可抗力
第八章　參　加……五五
第一節　通　則……五五
第二節　參加引受……五六
第三節　參加支拂……五八
一、性質　二、方式　三、効力
第九章　複本及謄本……六〇
第一節　複　本……六〇
第二節　謄　本……六一
第三編　小切手……六三
第一章　振　出……六三
一、要件　二、方式及効力

第二章　讓渡……一、方式　二、効力　三、戻裏書　四、取立委任の裏書　五、拒絶證書作成後の裏書……六七
第三章　保證……一、方式　二、効力……七二
第四章　呈示及支拂……七三
第五章　線引小切手……七六
第六章　支拂拒絶による遡及……一、遡及の條件　二、遡及の通知　三、無費用償還文句　四、小切手債務者の責任　五、遡及の內容　六、償還　七、遡及と不可抗力……七八
第七章　複本……一、複本の發行　二、複本の支拂……八三
第八章　支拂保證……八四

——（完）——

商法常識

手形法と小切手法

辯護士　畔柳桑太郎著

第一編　總論

第一章　概念

爲替手形、約束手形及小切手に付ては之を包括して一の法律と爲す主義（英米）と小切手だけを分離して二個の法律と爲す主義（獨伊）とがある、我國に於ては舊法は前者に從ひ現行法は後者に從つた

爲替手形、約束手形及小切手は孰れも金錢の支拂を目的とするが其經濟上の作用に付て

は各特徴がある、卽ち爲替手形及小切手は第三者に支拂委託を爲す點及振出人、受取人、支拂人の三當事者を有することは同一であるが爲替手形は金錢融通の爲に發行し小切手は金錢支拂の具として發行する點に於て異なる、從而爲替手形の支拂期間は制限がないが小切手の支拂期間は極めて短期間である、約束手形は支拂委託を爲すものでなく振出人が支拂に付主たる義務者となる點に於て爲替手形及小切手と區別せらる、併し約束手形が金錢融通の爲に利用せらるゝものなることは爲替手形と同樣である

斯の如く爲替手形、約束手形及小切手は各其性質を異にするが併し此三者は左記の如く他の證券と明白に區別することの出來る共通の特質を有する

一、爲替手形、約束手形及小切手は孰れも一定の時及一定の地に於て一定の金錢の支拂を受くべき證券である、故に金額の不確定なもの、金錢以外の物品の引渡を受くべきもの又は一定の金額の支拂を目的とするも支拂期の確定しないもの、支拂地の確定しないもの等は孰れも手形法又は小切手法による保護を受けない

二、手形及小切手は單純なる支拂を受くべき證券である、單純なる支拂と云ふのは支拂に付何等の條件を附せざることを云ふ、例へば物品引換に金錢の支拂を爲すと云ふやうなものは條件を附したものであるから單純なる支拂と云ふことが出來ぬ

三、手形債權及小切手債權の發生、利用及移轉は如何なる場合でも其證券を離れては存在することが出來ぬ、斯の如く權利の發生、變更、消滅に證券の存在を必要とするものを法律上有價證券と云ふ、故に權利の發生、移轉、消滅は證券によつて證明しなければならぬ、又權利の實行を爲すには證券の呈示を要する

四、手形及小切手は一定の形式を具へることを要する證券である、一定の形式を具備しなければならぬ證券を要式證券と云ふ、手形及小切手は要式證券であるから一定の方式を缺けば法律上無效となる

五、手形及小切手上の債權は不要因的債權である、手形及小切手上の權利は一定の金錢の支拂を求むるものであるから一種の債權である、而して普通の債權は原因と相俟つて存

在するものであるが手形及小切手上の債權は其原因を證券に記載しないばかりでなく其權利を行使する場合にも其原因の證明を爲す必要がない

六、手形及小切手上の債權は手形又は小切手に記載せられた文言により定まる、且又是だけで定まる、此種の證券を文言證券と云ふ、手形及小切手を取得した者は其證券に記載せられた通りの權利を取得し手形債務者も亦其文言に從ひ且其範圍に於て責任を負ふ、故に所謂見せ手形として振出しても善意の取得者に對しては文言通りの責任を負はなければならぬ、併し夫れ以上の義務を負はない、小切手に付ても亦同樣である

第二章　手形行爲及小切手行爲

一、意義　手形行爲は手形による債權關係の發生又は移轉を目的とする行爲を云ひ小切手行爲は小切手による債權關係の發生又は移轉を目的とする行爲を云ふ、爲替手形には振出引受、裏書、保證、參加引受の五種、約束手形には振出、裏書、保證の三種、小切手には振出、裏書、保證及支拂保證の四種があるが孰れに於ても振出は基本的行爲であつて其他の行爲は振出が其方式を具へる場合に限り效力を生ずるのであるから附隨的行爲である

二、手形行爲獨立の原則　手形に手形債務を負擔する能力なき者（例未成年者）の署名、僞造の署名、假設人の署名、又は其他の事情の爲に他の署名者の債務は其效力を妨げられぬことの出來ぬ場合と雖も夫れ等の事情により手形の署名者又は其本人に義務を負はせることの出來ぬ場合にも亦同樣である、例へば未成年者甲が乙に手形行爲獨立の原則と云ふ、小切手に於ても之を手形行爲獨立の原則と云ふ、小切手に於ても亦同樣である、例へば未成年者甲が乙に約束手形を振出し乙は之を丙に裏書讓渡を爲した場合に甲の行爲が取消されて無效となつても乙の裏書の效力には影響がない、換言すれば甲の行爲が無效であることに拘はらず乙は丙に對して獨立して裏書責任を負ふ、但玆に注意すべきことは之等の事實は形式上有效なる手形又は小切手に存しなければならぬ、卽ち外觀上一定の方式を具へないものは手形法又は小切手法上の效力を生じないから振出又は裏書等に付效力を生ずべき餘地がない

三、代理　手形行爲及小切手行爲は孰れも法律行爲であるから代理人により之を爲すこと

が出來る、而して代理人が本人の爲に法律行爲を爲すには代理權を要すること勿論である
若し代理權のない者が代理人として法律行爲を爲せば本人は之が爲めに何等の責任を負は
ぬ、併し其場合代理人も本人の爲に爲したのであるから自身に於ては何等の責任を負はぬ
ことになる、斯くては手形又は小切手の取引の安全を害するから法律は此場合は代理人自
身が手形又は小切手上の責任を負ふことにした、其代り代理人が支拂を爲せば本人と同一
の權利を有することになる
右述べたことは無權代理の場合であるが代理人が權限を有して居ても其權限を超へた場合
も亦同樣の結果となる

第三章　手形及小切手の取得

手形及小切手の取得は手形及小切手の占有を取得することを意味する、占有取得の原因
は種々あるが孰れも占有取得により權利行使が出來る、而して此占有の取得は必ずしも眞
正の權利者から取得しなくともよい、苟くも其取得に付惡意又は重大なる過失がなければ
其取得は有效であつて之に對し眞正の權利者と雖も返還請求が出來ぬ

第四章　手形及小切手の僞造及變造

手形又は小切手の僞造とは手形又は小切手の作成名儀卽ち署名を僞るを云ひ、手形又は
小切手の變造とは手形又は小切手の作成名儀以外の重要事項を權限なき者が變更するを云
ひ其效果は爲替手形、約束手形及小切手に共通する
僞造手形の效果は僞造者と被僞造者と其他の者とにより異なる、卽ち僞造者は手形に自
己の表示がないから手形上の債務を負はぬ、被僞造者は自己の意思に基く手形行爲がない
から之亦責任がない、併し僞造者は不法行爲として民事上の責任がある、僞造者及被僞造
者以外の者は其手形の文言に從ひ手形上の債務を負ふ、例へば振出が僞造であつても其手
形に裏書を爲した者は其文言により手形上の債務を負はなければならぬ

次に變造手形の效果は變造前の署名者と變造後の署名者とにより異なる、變造前の署名者は原文言（變造前の文言）通りの責任を負ひ變造後の署名者は變造せられたる文言により責任を負ふ、變造者は手形上の義務はないが不法行爲として民事上の責任がある

第五章　時　効

手形又は小切手上の責任は極嚴格なる規定に從ふものであるから永く其責任を負はせることは酷に失するから他の商事債權に比し時效の期間を短かくした、卽ち左の如くである

一、所持人が爲替手形の引受人に對する請求權、約束手形の振出人に對する請求權は滿期の日より三年を以て時效に罹り消滅す

二、爲替手形の所持人が振出人及裏書人に對する請求權、約束手形の所持人が裏書人に對する請求權は適法の時期に作成した拒絕證書の日附より無費用償還文句のある場合には滿期の日より一年を以て時效に罹る

三、爲替手形の裏書人の他の裏書人及振出人に對する請求權、約束手形の裏書人の他の裏書人に對する請求權及小切手の支拂を爲すべき債務者の他の債務者に對する遡及權は其者が訴を受けた日又は其者が訴を爲した日より六月を以て時效に罹る

四、小切手の所持人の裏書人、振出人其他の債務者に對する遡及權は呈示期間經過後六月を以て時效に罹る

時效の中斷ありたるとき其中斷の效果は中斷の事由の生じた者に對してのみ其效力がある、而して裏書人の他の裏書人及振出人に對する爲替手形上、約束手形上又は小切手上の請求權の消滅時效は其者が訴を受けた場合には前者に對し訴訟告知を爲すにより中斷す、此規定により中斷した時效は裁判確定の時から更に進行する

第六章　利得償還請求權

爲替手形、約束手形又は小切手より生じたる權利が手續の欠缺又は時效に因りて消滅し

たるときと雖も其所持人は振出人、引受人（爲替手形に限る）裏書人又は支拂保證を爲したる小切手の支拂人に對し其受けたる利益の限度に於て償還の請求を爲すことができる、手形又は小切手の授受は普通相當の對價を伴ふものであるに拘はらず時效期間は極めて短期間であり又其手續も嚴格であるから時效又は手續の欠缺により無效となる場合は手形債務者をして不當に利益を與へる結果になる、此不公平を除かんが爲此規定は設けられた

利得償還請求權は爲替手形、約束手形又は小切手の所持人だけが有する權利である、而して此權利が成立するにはイ、手形又は小切手が時效又は手續の欠缺により無效となりたること及ロ、之が爲に前記の手形又は小切手の債務者が手形交附の對價を利得したことを要する、而して請求し得べき權利の範圍は之等の債務者が債務免脫により受けた利益を限度とする

第七章　通　則

一、期間　滿期卽ち支拂期日が法定の休日に當る手形は滿期に次ぐ第一の取引日迄其支拂を請求することが出來ぬ、又手形に關する他の行爲殊に引受の爲の呈示（爲替手形に於て）及拒絶證書の作成は取引日に於てのみ之を爲すことが出來る

一定の期間內に右の行爲を爲すべき場合に期間の末日が法定の休日であるときは期間は其滿期の日に次ぐ第一の取引日迄伸長す、期間中の休日は之を期間の中に算入す

小切手の呈示及拒絶證書の作成は取引日に於てのみ之を爲すことが出來る

小切手に關する行爲を爲す爲殊に呈示又は拒絶證書若くは之と同一の效力を有する宣言の作成の爲法令に規定したる期間の末日が法定の休日に當るときは期間は其滿了の日に次ぐ第一の取引日迄期間を伸長す、期間中の休日は期間に算入す

尙手形と小切手とに拘はらず期間の算定に付ては其初日を算入せず其翌日から計算する例へば滿期より二日以內とある場合に二日の計算を爲すには滿期の日を算入せず其翌日より計算するのである

手形及小切手の取引は安全確實を期する必要があるから恩惠日は法律上のものたると裁判上のものたるとを問はず一切之を認めない、但現在の所我國法に於ては恩惠日なるものはない

二、休日　手形法及小切手法に於て休日と云ふのは祭日、祝日、日曜日其他一般の休日を謂ふ、而して休日は取引日に對する語である、取引日は休日以外の日を云ふ

三、署名　署名は自ら氏名を記載することであるが實際の取引の實情に鑑み記名捺印を以て之に代ふることが出來ることゝした、他人が代筆して名下に本人の印を押捺した場合、ゴム印の氏名を押捺し更に其名下に印を押捺した場合の如きは孰れも記名捺印である

四、拒絶證書　拒絶證書は法律の規定した方式に從ひ一定の手形上又は小切手上の請求に應ぜざる旨を記載した公文書であつて手形上又は小切手上の權利の行使殊に償還請求又は其保全に必要なる行爲を證明するものである、之を作成すべき權限を有する者は公證人及び執達吏であつて手形又は小切手の所持人の請求により爲す、但之等の者が拒絶證書を作成するには自身拒絶者に特定の請求を爲し此請求に應じない場合でなければならない

公證人又は執達吏が拒絶證書を作成したる場合は其原本を所持人に交附し謄本を保存して置かなければならぬ、而して所持人が拒絶證書を紛失したる場合は拒絶證書の謄本の下附の請求が出來る、此場合執達吏又は公證人は曩に保存して置いた謄本に依り作成し之を所持人に交附する、其謄本は原本と同一の效力を有する

拒絶證書を作成すべき場合は手形法及小切手法に夫れ〴〵規定がある

五、銀行　手形法にはないが小切手法には所々で銀行なる文字を使つて居る、而して此銀行なる意味は世間で使はるゝのと意味が違ひ小切手法に於て銀行なる文字は銀行法による銀行は勿論其他法令により銀行と同視せらるゝ人又は施設を含む

法令により銀行と同視せらるゝ人又は施設としては信用組合、信用組合聯合會及產業組合中央金庫等である

故に小切手法に於て銀行とある場合には銀行法による銀行は勿論右列記の法人組織體も

含む譯である

第二編　爲替手形及約束手形

爲替手形は第三者に支拂委託を爲すものであるが約束手形は振出人自ら主たる債務者となるものである、故に爲替手形に付ては引受なる制度があるが約束手形には之がない、此外に於ては兩者は殆んど同一であるから本書に於ける說明も爲替手形と約束手形を包括した從つて特に區別をしない說明は兩者に適用あるものである。

第一章　振出

一、振出の性質　手形の振出は手形上の權利を創設する行爲であつて嚴格に言へば手形債務を負擔すべき文書の作成と其文書を受取人に交附する行爲とにより成る、故に手形を作成しても之を受取人に渡さない間は未だ振出行爲があつたとは云へぬ、

法律は手形の流通を安全にし其經濟上の機能を充分に發揮させんが爲特に形式に付嚴格

な規定を設けた、若し其要件の一を缺けば手形としての效力がない、併し手形に於て要件を備ふるや否やは手形の外觀により決める、從而其記載が眞實に反しても形式上手形い要件を備へて居れば有效である、

二、振出の要件　爲替手形に記載すべき事項は左の如くであつて配列の順序はどうでもよい

一、證券の文言中に其證券の作成に用ふる語を以て記載する爲替手形なることを示す文字

二、一定の金額を支拂ふべき旨の單純なる委託

三、支拂を爲すべき者（支拂人）の名稱

四、滿期の表示

五、支拂を爲すべき地の表示

六、支拂を受け又は之を受くる者を指圖する者の名稱

七、手形を振出す日及地の表示

八、手形を振出す者（振出人）の署名

次に約束手形に記載すべき事項は左の如くである。

一、證券の文言中に其證券の作成に用ふる語を以て記載する約束手形なることを示す文字

二、一定の金額を支拂ふべき旨の單純なる約束

三、滿期の表示

四、支拂を爲すべき地の表示

五、支拂を受け又は之を受くる者を指圖する者の名稱

六、手形を振出す日及地の表示

七、手形を振出す者（振出人）の署名

即ち爲替手形は一、二、三の要件殊に三の要件に於て約束手形と異り他は同一である

一の事項は舊法と異なる點であつて爲替手形又は約束手形なることを示す文字は證書の文言中に其文言と同一の用語を以て表示しなければならぬとの意味である、例へば「右金

額此爲替手形引換に何某殿又は其指圖人に御支拂可被成下候」とするが如きである、次に二の事項中單純とあるのは無條件と云ふ意味で三頁に於て說明してある、又三の支拂人及六の受取人の名稱中には氏名は勿論商號、藝名、雅號等も含まれる

四の滿期に付ては第五章で說明するやうに四種の區別があるが孰れをとつてもよい、尙五の支拂地、七の振出地の地と云ふ意味は最小行政區劃を指すのであつて市、町、村の三つである

最後に署名に付ては一二頁を參照せられたい

爲替手形及約束手形は振出に付て前記の要件を具備するを要し若し其一を缺けば無效となる、併し次の如き場合に於ては必ずしも無效とならない

一、滿期の記載なき手形は一覽拂の手形と看做される、即ち全然滿期の記載がなければ一覽拂の手形（呈示を爲せば直に支拂はるべき手形）と看做されるから無效とならぬ

二、爲替手形に於て支拂人の名稱に附記したる地は特別の事情なき限り支拂地と看做され且支拂人の住所地と看做される、故に爲替手形に於て支拂地の記載を缺くとも支拂人の名稱に地が附記してあれば有效である、又約束手形に於て振出地は特別の事情なき限り之を支拂地と看做され且振出人の住所地と看做される、故に約束手形に於て支拂地の記載を缺くとも振出地の記載があれば有效である

三、振出地の記載なき手形は振出人の名稱に附記したる地に於て振出したるものと看做される、故に振出地の記載を缺くとも振出人の名稱に地が附記してあれば有效である

四、手形に記載すべき金額は一定してゐなければならぬ、故に一定せざる金額を記載したる手形は無效である、若し手形上金額の記載が文字と數字とを以て表示せられた場合に其金額に相違があれば文字を以て表示した金額を手形金額とする、又手形金額を文字を以て或は數字を以て重複して記載したる場合に其金額に相違があれば最小金額を以て手形金額とする

三、**利息手形**　手形金額は右述べたやうに一定して居なければならぬが之には一の例外が

ある、即ち所謂率記手形であつて現行法に於て新に認められたものである

率記手形は一覽拂又は一覽後定期拂の爲替手形又は約束手形に限り之を認めた、故に之以外の確定日拂又は日附後定期拂の手形に付ては之を認めぬ、蓋し之等のものは滿期迄の利息を振出の際計算して豫め手形金額に合算することが出來る爲である、併し之等の手形に利息の記載を爲すとも手形は無効とはならない、利息の附記だけが無効となるに過ぎない

率記手形の方式は振出人が手形金額に利息を生ずべき旨の約定を記載し且其利率を表示することを要する、利率の記載なきものは利息の約定なきものと看做さる、而して率記手形に於ける利息は利息發生の日の記載があれば其日より、無ければ振出の日より生ずる

四、要件以外の記載　手形に記載すべき要件事項は前述の如くである、而して其以外の事項は之を記載することにより手形法上の効力を發生するものとせざるものとがある、前者に屬するものは第三者方拂、利息文句、引受無擔保文句（爲替手形に限る二四頁）指圖禁止文句（二五頁）引受呈示の禁止（爲替手形に限る三六頁）呈示期間（三六頁）無費用償還文句（四八頁）豫備支拂人（五五頁）複本番號及一通限文句（爲替手形に限る六〇頁）等であつて後者に屬するものは指圖文句（二五頁）受戻文句、番號其他特約の記載等である、但玆で云ふ番號は複本の番號ではない、複本を發行したるときは番號は要件となる

五、振出の方式

一、自己宛手形　爲替手形は振出人の自己指圖にて之を振出すことが出來る、又自己宛にて振出すことが出來る、卽ち爲替手形に於て振出人は自己を受取人とし又は支拂人とし又は振出すことが出來る、併し同時に受取人と支拂人とを兼ねることが出來るかどうかに付ては種々議論があるが出來ぬとするのを正當とする、但之は私見に過ぎぬ

約束手形に於ては自己宛手形を認めて居らないから出來ないことになる

二、委託手形　爲替手形は第三者の計算に於て之を振出すことが出來る、爲替手形の振出人は支拂人との關係に於て自ら其支拂に要する資金を負擔するを普通とする、併し之が

爲振出人が第三者の計算に於て爲替手形を振出すも無効とすべき謂れなきことは自明の理である、故に舊法に於ては特に規定はなかつたが現行法に於ては疑義を避くる爲此規定を設けた、此手形を委託手形と云ふ

委託手形に於ては振出人は第三者の委託を受け其者の計算に於て爲替手形を振出し支拂人は當該第三者との特別關係に基き其手形の支拂を爲すものである、而して此場合手形の當事者と委託者たる第三者との關係は一般私法の法則に從ひ定むべきものである

三、第三者方拂手形　爲替手形は支拂人の住所地に在ると又は其他の地に在るとを問はず第三者の住所に於て又約束手形は振出人の住所地にあると又は其他の地に在るとを問はず第三者の住所（營業所を含む）に於て夫れ〳〵之を支拂ふべきものと爲すことが出來る、此規定は舊法の支拂擔當者と支拂場所に關する規定を綜合したものに當る、支拂場所を取引銀行に指定するが如きは此規定に基くものである

四、白地手形　手形の振出人は單に署名を爲しただけで其他の要件を故ら記載せずして發行することが出來る、之を白地手形と云ふ、但之は後日他人をして補充させる目的を以て發行したものでなければならぬ

白地手形は要件の記載を缺くものであるから其儘では無効である、併し後日要件を補充することによりて有効の手形となる、而して白地手形の補充は手形上の權利を行使する迄に爲せばよい、又爲さなければならぬ

白地手形を補充すべき權利は手形の移轉と共に順次移轉する、併し其權利の內容は最初受取人の取得したるものと同一であるから手形權利者は其約旨に反して補充を爲すことが出來ぬ、若し其約旨に反して補充を爲した後其手形が他に流通した場合に手形取得者が善意の取得者であれば約旨違反を以て對抗することが出來ぬ、故に振出人其他の債務者は手形の文言に從つて責任を負はなければならぬ、補充後の手形取得者が惡意卽ち

約旨違反の事情を知つて取得し又は重大なる過失により其事實を知らずして取得したものであれば夫れ等の者に對しては約旨違反の事實を以て對抗することが出來る

六、振出の効力　爲替手形の振出人は振出により引受擔保及支拂擔保の義務を生ずる、前者は必ず引受あるべきことを確保することであり後者は必ず支拂あるべきことを確保することであつて若し引受又は支拂を拒絶せらるれば自ら其手形金を償はなければならぬものである、併し爲替手形の振出人は振出の際手形に引受を擔保せざる旨を記載することが出來るから其場合には引受擔保の義務を負はぬ、例へば振出人より支拂人に對する資金關係の準備が出來ない爲引受の呈示を欲しないやうな場合に此規定の實益がある、併し如何なる場合と雖も爲替手形の振出人は支拂擔保を免るゝことは出來ぬ、何となれば支拂を確保することの出來ぬやうな手形は害のみあつて少しも實益がないからである、若し支拂を擔保せざる旨の記載を爲せば之を記載せざるものと看做される

約束手形の振出人は振出により滿期に於て手形金を支拂ふべき義務を生ずる

第二章　裏　書

一、性質　手形の裏書とは他人に手形上の權利を行使する資格を與へる爲に爲す行爲であつて之により被裏書人は手形上の權利を取得し（通常裏書）又は單に裏書人の爲に手形上の權利を行使することが出來る（取立委任の裏書）が孰れの場合でも手形の占有を被裏書人に移さなければならぬ

爲替手形及約束手形は指圖式で振出さない場合でも裏書により手形を他に讓渡することが出來る、卽ち記名式で振出された場合でも裏書讓渡を爲すことが出來る、併し振出人が指圖禁止の文句を記載したるときは裏書讓渡は出來ぬ、但此場合でも民法の指名債權讓渡の手續により且其効力を以て手形上の權利を他に讓渡することが出來る

二、方式　爲替手形及約束手形の裏書は手形又は之と結合した補箋に裏書の趣旨を記載し裏書人署名することを要する、但手形の裏書は謄本にも爲すことが出來る

手形の裏書には記名式と白地式とがある、記名式裏書は被裏書人を指定し裏書の趣旨を記載して署名を爲す裏書である　裏書の日附は舊法では要件であつたが現行法では要件でないから必ずしも記載するを要しない、次に白地式裏書は被裏書人を指定せず裏書の趣旨を記載して署名し又は單に署名だけを爲す裏書である、而して單に署名だけで爲す白地式裏書は手形の裏面又は補箋に之をしなければ裏書の効力がない、持參人拂の裏書は白地式裏書に似て其性質を異にするが白地式裏書と同一の効力を有することゝした、舊法では無記名式即ち持參人拂式手形を或條件で認めて居たが現行法では全然認めぬ

裏書は記名式と無名式とに拘らず單純（三頁）なるを要する、若し裏書に條件を附ければ其條件の記載は之を記載しないものと看做される、又裏書は手形金全部に對して爲すを要し一部を分割して裏書を爲すは無効である

裏書人は裏書に際し種々の事項を附記することがある、而して其附記事項で手形法上の効力を生するものは裏書人の無擔保文句（二八頁）裏書禁止の文句（二八頁）裏書の日時（三三頁）呈示の命令（三六頁）呈示期間（三六頁）宛所（四八頁）無費用償還文句（四八頁）豫備支拂人（五五頁）等である

三、**効力**　手形の裏書は手形より生ずる一切の權利を被裏書人に移轉する、茲に手形より生ずる一切の權利とは手形所持人として有すべき一切の權利である、卽ち手形の債務者に對する手形債權は勿論裏書人に對する權利及手形所持人として更に裏書を爲すべき權能等を含む、故に裏書により被裏書人は裏書人の有する權利より大なる權利を取得する

手形により請求を受くる手形債務者は所持人の前者に對する人的抗辯を以て所持人に對抗することが出來ぬ、但所持人が其債務者を害することを知つて手形を取得したるときは其所持人に對抗が出來る、前者は手形取引の安全を保持する爲に設けた規定であつて後者は夫れにより不當に利益を受くべきものを排除する爲に設けた規定である、例へば甲が乙に對し商品買入代金の支拂方法として手形を振出したる所其後甲は乙に其代金の大部分を支拂ひたるに拘らず乙は不都合にも其手形を丙に右の事實を隱して裏書讓渡を爲した場合

に於て甲は丙の手形金請求に對して乙に對する右事實を理由として支拂を拒むことが出來ぬ、併し此場合丙が其事情を知つて手形を取得したものとすれば丙は乙の有する權利の範圍しか權利を取得せぬから甲は乙に對する右事實を以て丙に對する手形金の支拂を拒むことが出來る

右述べた裏書の效力は記名式裏書及白地式裏書に共通する事項である、尙白地式裏書の場合には手形所持人は一、自己の名稱又は他人の名稱を以て白地を補充することが出來る二、白地式により又は他人を表示して更に手形を裏書することが出來る三、白地を補充せず且裏書を爲さずして手形を第三者に讓渡することが出來る、此內一及二に付ては次項說明の裏書の連續を保つを要する

爲替手形の裏書人は所持人に對し引受擔保の義務及支拂擔保の義務（二四頁）を負ひ約束手形の裏書人は所持人に對し支拂擔保の義務を負ふ、併し裏書人の之等の擔保義務は、一、無擔保の裏書を爲したとき二、裏書禁止の裏書を爲したとき三、支拂拒絕證書作成後又は支拂拒絕證書作成期間經過後の裏書の場合には孰れも擔保の義務を負はぬ

四、裏書の連續　手形の裏書により前述の效力を生ずるには各裏書が連續して居なければならぬ、裏書の連續と云ふのは手形に支拂を受け又は之を指圖する者と指定せられた者が第一裏書の裏書人、第一裏書の被裏書人が第二裏書の裏書人となり斯くて現在の所持人に至る迄裏書が連續することを云ふ、但裏書が連續せるか否かは手形の外觀により決すべきものである、而して抹消した裏書は裏書連續の關係に於ては記載なきものと看做される

手形の占有者が裏書の連續を以て其權利を證明すれば適法の所持人と看做される、最後の裏書が白地式の場合も亦同樣である

白地式裏書に次で他の裏書あるときは其裏書は白地式裏書により手形を取得した者と看做される

事由の如何を問はず手形の占有を失つた者（盜難紛失等）がある場合に於て手形所持人が裏書の連續を以て其權利を證明すれば手形を返還する義務がない、但其所持人は善意無

過失により手形を取得したることを要する、若し手形所持人が悪意を以て取得し又は重大なる過失により其事實を知らずして取得した場合は權利者に返還する義務がある

五、戻裏書　引受を爲したる又は爲さゞる支拂人（爲替手形に限る）振出人又は裏書により手形上の責任を負ふ者に對し爲す裏書を云ふ、滿期前に手形を回收した場合に爲す

戻裏書の效力は普通の裏書と變らぬ、戻裏書により手形を取得した者は民法の混同の理論に從へば債權債務が同一資格者に歸屬するから消滅するが手形法では此例外を爲し斯る場合には消滅しないものとした、從而被裏書人は更に其手形を他に裏書讓渡することが出來る、此場合其裏書人は自らの後者に對し手形上の義務を負はなければならぬ

六、取立委任の裏書　取立委任の裏書は被裏書人に對し裏書人の爲に手形上の權利を行使させる目的を以て爲す裏書である、而して其方式は記名式でも又白地式でも關はぬが裏書の文言中に**必ず委任を示すべき文字**（例へば「取立の爲」と云ふが如き）がなければならぬ

若し委任を示すべき文字が無いと通常裏書となる

取立委任の裏書があれば其手形所持人は手形金の取立等一切の手形上の權利を行使することが出來る、又其手形所持人は更に取立委任の裏書を爲すことが出來る、而して此場合手形債務者が所持人に對抗する抗辯は裏書人に對抗し得べきものに限る、蓋し所持人は裏書人の代理人に過ぎぬからである

取立委任の裏書は通常の裏書と異なり手形上の權利を移轉するものではないから裏書人は取立委任の裏書を抹消することなく更に通常の裏書を爲して手形を他に讓渡することが出來る

取立委任の裏書ある手形の所持人の代理權は委任によるものである、從而委任の解除、委任の終了等により其代理權は消滅する、但現行法に於ては裏書人の死亡、無能力と爲つた場合は委任は終了せざるものとした

七、質入裏書　質入裏書は現行法に於て新に設けた規定であつて手形債權を質權の目的と爲す裏書である、質入裏書の方式は記名式と白地式とに拘らず「擔保の爲」「質入の爲」

其他質權の設定を示す文字を附記しなければならぬ、若し此文言の附記が無ければ通常の裏書となる

質入裏書のある手形の所持人は其手形より生ずる一切の權利を行使することが出來る

又其手形の取立金を質權によりて擔保せらるゝ債權の辨濟に充當することも出來る

質入裏書のある手形の所持人は其手形に裏書を爲すことが出來るが其裏書の效力は通常裏書の效力と異なり單に代理の爲の裏書の效力しか持たぬ

質入裏書のある手形の所持人に對し其手形上の債務者は裏書人に對する人的抗辯を以て對抗することが出來ぬ、但所持人が其債務者を害することを知りて其手形を取得したるときは裏書人に對する人的抗辯を以て所持人に對抗することが出來る

八、拒絶證書作成後の裏書　手形の裏書は滿期前と滿期後とに拘らず其效力は同一であるも

併し支拂拒絶證書作成後又は支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書は單に債權讓渡の場合の效力しか持たぬ。蓋し之等の手形は既に流通證券としての價値を失つて居るから手形としての保護を爲す必要がないからである

手形の裏書に際し日附を記載するも又記載せざるも其效力に變りはない、日附の記載があれば滿期前の裏書かどうか直に判るが日附の記載が無ければ夫れが判らぬ、併し其場合には裏書は滿期前に爲したものと推定されるから反對の證據があれば滿期後の裏書と認めらるゝ場合がある

第三章　引　受

一、意義　引受の制度は爲替手形にあつて約束手形にはない、而して爲替手形の引受には通常の引受と參加引受の二種があるが茲では通常の引受だけを說明する、參加引受に付ては第八章第二節で說明する

爲替手形の引受は爲替手形の支拂人が振出人の委託の趣旨に從ひ手形金支拂の義務を負擔すべき旨の意思表示である

二、方式　爲替手形の引受は手形其ものに「引受」又は之と同一の意義を有する文字を以て表示し且署名して爲す、併し引受又は之と同一意義を有する文字の記載がなくとも手形の表面に支拂人として單に署名を爲せば引受と看做される、引受は手形其ものに爲すことに於て裏書と異なる

爲替手形の引受を爲すには單純（三頁）でなければならぬ、併し支拂人は引受を手形金の一部に制限して爲すことが出來る

尙引受により爲替手形の記載事項に變更を加へたるときは引受を拒絕したるものと看做される、但其場合引受人は其引受の文言に從つて責任を負はなければならぬ

爲替手形の支拂人が引受を爲すに際し右述べた要件以外の事項を附記することがある手形法に於て其附記を有效とし又は特に附記を命じたる事項は左の如くである

一、引受の日附　一覽後定期拂の手形（四〇頁）又は一定の期間內に引受の爲の呈示を命じたる手形に於ては所持人が呈示の日附の記載を請求したる場合を除き引受には之を爲した日の日附を記載しなければならぬ、若し日附の記載がなければ所持人は裏書人及振出人に對する遡及權（第七章）を保全する爲には適法の時期に作成した拒絕證書により日附の記載がなかつたことを證明しなければならぬ

二、第三者方拂の記載　振出人が支拂人の住所地と異なる支拂地を手形に記載したる場合に第三者方にて支拂を爲すべき旨を定めなければ支拂人は引受の際第三者を定めることが出來る、若し斯る場合に其第三者を定めなければ引受人は支拂地に於て自ら支拂を爲す義務を負ひたるものと看做される

又手形が支拂人の住所に於て支拂ふべきものであるときは支拂人は引受に於て支拂地に於ける支拂の場所を定めることが出來る

三、呈示　手形の引受を求むるには支拂人に對し其手形を呈示しなければならぬ、引受の爲の呈示を爲す者は其の手形の所持人又は占有者であつて之等の者は滿期に至る迄何時でも支拂人に對し其住所に於て引受を求むる爲に呈示を爲すことが出來る

引受の爲の呈示は右述べた者の權利であつて義務ではない、何となれば手形は假令引受の呈示をしなくとも支拂はるゝことあり又其手形金の支拂請求權を失はぬからである、併し振出人及裏書人は期限を定め又は定めずして引受の呈示を爲すべきことを記載することが出來る（振出人が後述の引受呈示の禁止を爲したるときは裏書人は此記載が出來ぬ）から其場合には必ず引受の爲の呈示を要する、又一覽後定期拂の爲替手形も引受の爲の呈示を爲すを要する、而して一覽後定期拂の爲替手形は振出の日附より一年內に引受の爲の呈示を爲すを要することになつて居る、尤も振出人は此期間を短縮又は伸長することが出來る、裏書人は一年の法定期間及振出人の伸縮した期間を更に短縮することが出來る

引受の爲の呈示の時期は法律上別に制限がないから滿期迄は何時でも出來る、併し振出人は一定の期日前には引受の呈示を禁止すべき旨を記載することが出來るから其場合には指定の日以前に引受の爲の呈示が出來ぬ

又振出人は引受の爲の呈示を全然禁止することが出來るから此趣旨の記載を爲した場合には引受の爲の呈示が出來ぬ、但引受呈示の禁止の記載は第三者方若くは支拂人の住所地以外の地に於て支拂ふべき手形又は一覽後定期拂の手形には出來ぬ

四、考慮期間　爲替手形の支拂人は引受の爲の呈示を受けたるときは翌日更に第二の呈示を爲すべきことを請求することが出來る、之は所謂考慮期間であつて現行法に於て始めて採用した制度である、此場合利害關係人は此請求が拒絕證書に記載せられたるときに限り此請求に應ずる呈示のなかつたことを主張することが出來る

五、効力　爲替手形の支拂人は引受を爲すことにより滿期に於て手形金を支拂ふべき義務を負ふ、若し支拂人が引受を爲したるに拘らず手形金を支拂はなければ其手形所持人は引受人に對し第七章の**六**で說明する規定により請求することを得べき一切の金額に付直接に請求する權利がある、所持人が振出人であつても亦同樣である

引受は手形に引受の表示を爲して引受を求むる者に手形を返還するに依りて成立するものであるから假りに手形に引受の表示を爲しても手形返還前に其表示を抹消して引受を取

消すことが出來る、故に支拂人が手形に引受を爲しても其手形の返還前に之を抹消したるときは引受を拒絶したものと看做される

手形に引受の抹消があるときは其抹消は手形の返還前に爲したものであるかどうかに付て爭が起る、此場合法律は其抹消は手形の返還前（卽ち引受人の手中に在る間に）に爲したものと推定した、推定であるから反對の證據があれば手形返還後に爲したものと認めらるゝ場合がある、換言すれば引受が有效と認めらるゝ場合がある

爲替手形の支拂人が一旦爲した引受を抹消した場合でも其後支拂人が書面を以て所持人又は手形に署名した者に引受の通知を爲したときは之等の者に對し引受の文言に從ひ責任を負はなければならぬ

第四章　保　證

一、性質　手形の保證は他人の手形債務を擔保する目的を以て爲すものであつて手形の保證が成立するには其前提として手形債務が存在しなければならぬ、故に手形の振出がなければ保證は全然成立せぬは勿論假令振出があつても裏書がなければ裏書の保證は成立せぬ

二、方式　手形の保證は手形金額の全部又は一部に付爲すことが出來る、而して手形の保證は第三者は勿論支拂人及振出人以外の手形債務者でも之を爲すことが出來る

手形の保證を爲すには手形又は其補箋に「保證」其他之と同一の意義を有する文字を以て何人の爲に保證を爲すかを表示し且保證人署名することを要する、但支拂人及振出人以外の者が手形の表面に單に署名を爲せば保證と看做される、又何人の爲に保證を爲すかを表示しないときは振出人の爲に保證を爲したものと看做される

三、効力　手形の保證人は保證を爲すことにより保證せられた者と同一の責任を負ふ

手形の保證は其保證したる債務が方式の瑕疵を除き如何なる理由によりて無效なる場合でも有效とせらる、換言すれば擔保したる債務が方式に違背する爲無效である場合は保證も成立せぬが其他の事由により擔保せらるゝ債務が無效であつても保證は有效に成立する

保證人が手形金の支拂を爲したるときは保證せられた者及其者に對して負擔する手形上の債務者に對し手形より生ずる權利を取得する

第五章　滿　期

滿期とは手形の支拂あるべき日を云ひ法律上左の四種がある

一、一覽拂　例へば此手形呈示の際御支拂相成度候とある手形であつて即ち呈示した日が滿期である、一覽拂の手形は呈示の日に支拂ふべきものとす、此手形は其日附(振出日)より一年內に支拂を求むる爲呈示をしなければならない、但振出人は此期間を短縮又は伸長することが出來る、裏書人は之等の期間を短縮することを得ざる旨を記載することが出來る、此人は一定の期日前には支拂の爲呈示を爲すことを得ざる旨を記載することが出來る、此場合には前記の呈示の期間は其期日より計算する

二、一覽後定期拂　例へば此手形呈示後何日目に御支拂相成度候とある手形であつて一覽後一定の期間滿了の日が滿期である

一覽後定期拂の爲替手形の滿期は引受の日附又は拒絕證書の日附(引受拒絕の場合)より計算す、拒絕證書のない場合に於ては日附なき引受は引受人に關する限り引受の爲の呈示期間の末日に之を爲したものと看做される

一覽後定期拂の約束手形は其日附より一年內に振出人に對し一覽の爲之を呈示しなければならぬ、振出人は此期間を短縮又は伸長することが出來る、裏書人は之等の期間を短縮することが出來る、而して一覽後の期間は振出人が一覽の旨を記載して署名した日より進行す、振出人が一覽の旨を記載しても日附の記載を拒みたるときは此事實を拒絕證書により證明しなければならぬ

三、日附後定期拂　例へば振出の日より何日目に御支拂可致候とある手形であつて振出の日附後一定期間滿了の日が滿期である

四、確定日拂　例へば支拂期日として年月日の記載ある手形であつて普通は此滿期を記載

する

滿期の種類は以上の四種であつて且手形法上有効とせらるゝものは此四種に限られる、從而此以外の滿期は法律上無効である、但滿期の記載が全然してないときは一覽拂の手形と看做されること既に述べた（一八頁）通りである

第六章　支　拂

手形は轉轉融通するものであるから手形の支拂を求めんとすれば手形所持人に於て爲替手形に於ては支拂人に約束手形に於ては振出人に呈示しなければならぬ、之を支拂の爲の呈示と云ふ、左に支拂に關する規定を說明する

一、支拂の爲呈示を爲す者は手形所持人であつて之を受くる者は爲替手形に於ては支拂人約束手形に於ては振出人である、但第三者方拂の定めがあるときは其第三者に對して爲すを要する、而して呈示の方法は現實に手形を持參して支拂を求めなければならぬ

二、確定日拂日附後定期拂又は一覽後定期拂の手形は支拂を爲すべき日又は之に次ぐ二取引日內に支拂を求むる爲呈示をしなければならぬ、取引日と云ふのは法定の休日（一二頁）でない日を云ふ、一覽拂の手形は呈示期間內（四〇頁）に支拂の爲呈示を爲すを要する

三、呈示すべき場所は支拂地に於ける被呈示者の住所（營業所を含む）である　併し支拂地內の手形交換所に於ける呈示は支拂の爲の呈示の效力を有する

四、支拂を求むる呈示は手形所持人の權利であつて義務ではないが所持人が之を怠れば前者に對する遡及權（次章說明）を失ふ、併し爲替手形に於て支拂人に對する權利及約束手形に於て振出人に對する權利は當然消滅しないから滿期後と雖も支拂請求權がある

五、手形の支拂は手形と引換でなければ之を爲すを要しない、而して爲替手形の支拂人約束手形の振出人は手形の支拂を爲すに當り所持人に對し手形に受取を證する記載を爲さしめて交附すべきことを請求することが出來る

尙手形所持人は支拂人の爲す一部支拂を拒むことが出來ない、何となれば一部支拂は

其範圍に於て前者の負擔を輕減し利益となるからである、而して一部支拂の場合には支拂人は其支拂ありたる旨を手形に記載せしめ且金錢受領證の交附の請求が出來る

六、手形の支拂は滿期に支拂を爲せば足り其以前に爲すを要しない、若し滿期前に支拂を爲せば自己卽ち支拂ふ者の危險に於て爲すものとせらる

滿期に於て手形の支拂を爲すものは惡意又は重大なる過失なき限り手形責任を免れる而して之等の者は裏書の連續の整否を調査する義務あるも裏書人の署名の眞否を調査する義務はない、何となれば裏書の連續を缺けば所持人は正當の權利者にならない、併し署名の眞否を一々確めることは手形の支拂を遲延せしめ手形取引の信用を害するからである

七、適法の期間內に手形の支拂の爲の呈示がなければ各手形債務者は手形所持人の費用及危險に於て手形金額を所轄官署（供託局）に供託することが出來る、手形債務者は手形を回收せざる限り何時迄も其責任があるとすれば甚だ酷に失するから供託によりて其責任を免れることゝした

第七章　遡及權

一、意義　手形の振出人裏書人等は各手形行爲により獨立して手形上の責任を負擔する、故に爲替手形の支拂人が手形の引受又は支拂を拒絶し約束手形の振出人が支拂を拒絶したるときは手形所持人は法定の手續を履み其前者たる裏書人又は振出人（爲替手形の場合）に對し償還請求の權利を有する、前者は其固有の義務として此償還の義務がある、之を遡及權と云ふ、而して遡及權の內容は舊法に於ては擔保請求と償還請求の二種であつたが現行法に於ては前者は實用的價値なきものとして廢止し後者だけを認めた

二、遡及權の行使　手形所持人が遡及權を行使するには左記の條件を要する

一、手形に付滿期に於て支拂を拒絶せられたること、但滿期前と雖もイ、爲替手形に於て引受の全部又は一部が拒絶せられたるときロ、引受を爲したる又は爲さゞる爲替手形の

支拂人若くは振出人の破産、支拂停止又は其財産に對する强制執行が効を奏せざるとき

ハ、引受の爲の呈示を禁じたる爲替手形の振出人の破産等の場合は直に遡及權を行使することが出來る、蓋し之等の場合は滿期に支拂を受けないことが明らかである爲である

二、爲替手形の引受又は支拂の拒絶、約束手形の支拂の拒絶は公正證書(拒絶證書)により之を證明しなければならぬ、而して爲替手形の引受拒絶證書は引受の爲の呈示期間内に作成しなければならぬ、但其支拂人が第二の呈示の請求を爲したる場合期間の末日に第一の呈示ありたるときは拒絶證書は其翌日作成することが出來る、確定日拂、日附後定期拂又は一覽後定期拂の爲替手形の支拂拒絶證書は手形の支拂を爲すべき日又は之に次ぐ二取引日内に作成するを要する、一覽拂の爲替手形又は約束手形の支拂拒絶證書は呈示期間内に作成するを要する

爲替手形に於て引受拒絶證書があれば支拂の爲の呈示及支拂拒絶證書を要しない、前述の一のロの内支拂停止又は財産に對する强制執行が効を奏せざることを原因として遡及及權を行使する場合には手形所持人は滿期前と雖も一應支拂の爲の呈示を爲し且拒絶證書を作成しなければならぬ、又一のロの内破産を原因とする場合及ハの場合に所持人が遡及權を行ふには破産決定書を提出するを以て足る

三、遡及の通知　遡及の條件具はるときは手形債務者は之に應ずる準備をしなければぬが其事情を知らぬ場合が多い、故に債務者を保護する爲手形所持人が遡及權を行使するに付ては速かに其事實を通知するを要することゝした

即ち手形所持人は拒絶證書作成の日に次ぐ四取引日内に無費用償還文句の記載ある場合には呈示の日に次ぐ四取引日内に自己の裏書人及振出人(爲替手形)に對し引受拒絶(爲替手形)又は支拂拒絶のあつたことを通知しなければならぬ、而して通知を受けたる裏書人は通知を受けたる日に次ぐ二取引日内に前に通知を爲したる全員の名稱及宛所を記載して之を自己の裏書人に通知し順次同一條件を以て爲替手形の場合は振出人、約束手形の場合は第一の裏書人に及ぶものとす、而して此期日は通知を受けた日より進行す、之等の場合

に通知せらるべき者に保證人があれば其保證人にも同樣の通知を爲すことを要する、又之等の場合に裏書人が宛所を記載せず又は其記載が讀み難い場合は右の通知は其裏書人の直接の前者に對して通知するを以て足る

通知を爲すべき者は如何なる方法によりても之を爲すことによりても爲すことが出來る、併し通知を爲すべき者は適法の時期に通知を爲したることを證明しなければならない、故に普通は內容證明郵便で爲す、尙適法の期間內に通知を郵便に附したるときは其郵便が期間經過後に到達しても通知の期日を遵守したものと看做される

遡及の通知は之を怠ればとて遡及の權利を失はぬが通知を怠りたる爲に損害を生ずれば其手形金額の範圍に於て賠償責任を生ずる

四、費用償還文句　拒絕證書の作成は遡及權行使の條件ではあるが元來手形債務者の利益の爲に爲すものであるから手形債務者に於て之を免除することが出來る、且又拒絕證書作

成の費用は手形債務者に於て當然償還すべきものであるから拒絕證書作成の免除は此費用の償還を免るゝことに於ても利益がある

拒絕證書の作成を免除することの出來るものは振出人（爲替手形）裏書人及之等の者の保證人であつて爲替手形の引受人約束手形の振出人及之等の者の保證人は出來ぬ、而して免除の方式は手形に無費用償還又は拒絕證書不要の文句其他之と同一の意義を有する文言を記載し且署名することを要する

爲替手形の振出人が拒絕證書作成の義務を免除したるときは其手形の一切の署名者に對して效力がある、裏書人及保證人（爲替手形の振出人の保證人も含む）が此義務を免除したるときは其者に對してのみ效力がある、從而後者の場合に他の裏書人等に對しては拒絕證書を作成しなければならぬ、爲替手形の振出人が此文言を記載したるに拘らず所持人が拒絕證書を作成すれば其費用は所持人の負擔とす、裏書人又は保證人が此文言を記載したる場合に於て拒絕證書の作成ありたるときは一切の署名者（免除者も含む）をして其費用を償

還させることが出來る

拒絶證書作成の免除の記載は之が爲に所持人に對し法定期間内に於ける手形の呈示及前項說明の通知の義務を免除するものではない、併し此記載を爲せば法定期間内に於ける呈示の事實及通知の事實を立證すべき責任を免除したことになるから若し法定期間不遵守の事實があれば之を援用する者に於て其證明をしなければならない

五、手形債務者の責任　爲替手形の振出、引受、裏書又は保證を爲した者約束手形の振出人に對し合同して手形金支拂に付責任を負ふ、合同裏書又は保證を爲した者は孰れも所持人に對し合同して責任を負ふと云ふのは之等の者が各自其手形に付ての全責任を負ふのを云ふ、故に手形所持人は之等の者に對し其順序に拘らず各別に又は共同に請求が出來る

手形の署名者であつて手形を受戻した者も亦同樣の權利を有する、併し爲替手形の支拂人約束手形の振出人は遡及の原因を爲した責任者であるから固より此權利を持たぬ

手形所持人又は之を受戻した者が右の權利を行ふ場合債務者の一人に對する請求は他の債務者に對する請求を妨げない、既に請求を受けたる者の後者に對しても亦同樣である

六、遡及の內容　所持人其他の者が遡及を受くる者に對する請求金額は法律上一定され其範圍を超ゆることが出來ぬ、而して償還請求の金額は所持人と手形を受戻したる者とにより違ふ、卽ち手形所持人の請求金額は一、引受(還替手形)又は支拂なき手形の金額及利息の記載あるときは其利息額二、年六分の率による滿期後の利息三、拒絶證書の費用通知の費用及其他の費用の合算額である、但滿期前に遡及權を行使するときは割引により手形金額を減ずる、其割引は所持人の住所地に於ける遡及の日の公定割引率(銀行率)により計算する

手形を受戻したる者の請求金額は一、其支拂ひたる總金額及之に對する年六分の率に依る支拂日以後の利息二、其支出したる費用の合算額である

七、償還　遡及を受け又は受くべき者卽ち通知前に進んで償還する者は前述の金額の支拂と引換に拒絶證書、受取を證する記載を爲した計算書及手形の交附を請求することが出來る、而して此場合手形の受戻を爲した裏書人は自己及後者の裏書を抹消することが出來

爲替手形に於て一部引受の後に遡及權を行ふ場合に於て引受なき手形金額の支拂を爲す者は其支拂の旨を手形に記載すること及受取證書を交附すべきことを請求することが出來る、又所持人は爾後の遡及を爲すことが出來るやうに手形の證明謄本及拒絶證書を交附することを要する

爲替手形又は約束手形に付遡及權を有する者は手形に反對の文言なき限り其前者の一人に宛て一覽拂として振出し且其者の住所に於て支拂ふべき新爲替手形（戻手形）により遡及を爲すことが出來る、戻手形も手形の一種であるから其振出に付て振出の要件を具へなければならぬ、而して戻手形の金額は本章の六で說明した請求金額の外其戻手形の仲立料及印紙稅を含む、戻手形に對し舊の手形（不渡手形）を本手形と云ふ

所持人が戻手形を振出す場合に於ては其金額は本手形の支拂地より前者の住所地に宛て振出す一覽拂の爲替手形の相場により之を定め又裏書人が戻手形を振出す場合に於ては其金額は戻手形の振出人が其住所地より前者の住所地に宛て振出す一覽拂の爲替手形の相場により之を定める

八、遡及權の消滅　手形所持人が一、一覽拂又は一覽後定期拂の手形に付期間內に呈示を怠りたるとき二、引受拒絶證書（爲替手形）又は支拂拒絶證書を作成すべき場合に之を怠りたるとき三、無費用償還文句ある場合に支拂の爲の呈示を怠りたるときは孰れも前者に對する遡及權を失ふ、但爲替手形に於て引受人約束手形に於て振出人に對する權利は失はぬ

爲替手形に於て振出人の記載したる期間內に引受の爲の呈示を怠りたるときは所持人は支拂拒絶及引受拒絶による遡及權を失ふ、但し振出人が引受の擔保義務だけを免れんとする意味の記載を手形に記載したるときは引受拒絶による遡及權だけを失ひ支拂拒絶による遡及權は失はぬ

手形に於て裏書人の記載したる呈示期間內に引受（爲替手形）又は支拂の爲の呈示を怠れば其裏書人に限り遡及權の消滅を主張することが出來る

九、遡及と不可抗力　法定の期間內に於ける手形の呈示又は拒絶證書の作成が避くべから

ざる障碍（國の法令による禁制其他の不可抗力）に因りて妨げられたるときは其期間は伸張される、此場合手形所持人は自己の裏書人に對し遲怠なく其不可抗力を通知し且手形又は補箋に其通知を記載し日附を附して之に署名することを要する、其通知の手續は遡及の通知で述べたのと同一の方法による、而して不可抗力が止めば所持人は遲怠なく引受（爲替手形）又は支拂の爲手形を呈示し且必要あるときは拒絶證書を作成しなければならぬ

不可抗力が滿期より三十日を超へて繼續するときは呈示又は拒絶證書の作成を要せずして遡及權を行使することが出來る、一覽拂又は一覽後定期拂の手形に付て三十日の期間は呈示期間の經過前と雖も所持人が其裏書人に不可抗力の通知を爲した日より進行し一覽後定期拂の手形に付ては三十日の期間に手形に記載したる一覽後の期間を加へる

不可抗力は天災事變等人爲によらざる障害であるから所持人又は所持人が手形の呈示若くは拒絶證書の作成を委託したる者に付ての單純なる人的障碍は不可抗力とならぬ

不可抗力に關する規定は舊法にはなかつたので大正十二年の震災等には勅令により法定期間の伸張を爲したのであるが現行法によれば此規定により當然伸張される。

第八章　參加

第一節　通則

手形に於ける遡及は債務者の信用を害し且遽次の遡及は費用の增加を來すの不利益がある。參加の制度は此不利なる結果を避けんが爲に設けられた、卽ち參加とは遡及の條件の具はる場合に當然遡及を受くべき債務者以外の者が其遡及權行使を阻止する爲手形の引受（爲替手形）又は支拂を爲すを云ふ。故に參加には引受と支拂の二種がある。而して參加を爲す者を參加人と云ひ參加により直接利益を受くる者を被參加人と云ふ。

參加人になれる者は第一に豫備支拂人であつて爲替手形の振出人、裏書人、保證人、約束手形の裏書人及保證人は豫備支拂人を手形に記載することが出來る、次に參加人に爲れる者は第三者振出人（爲替手形）又は手形上の債務を負擔する者である。併し爲替手形の

支拂人、約束手形の振出人は第一次の債務者であるから參加人となれぬ、被參加人となれる者は遡及を受くべき者であれば誰でもなれる。

參加によりて被參加人は參加人に對し手形債務を負擔すべき場合を生ずるから參加を爲したるときは參加人は其被參加人に對し二取引日内に參加の通知を爲すを要する、若し此通知を怠りたる場合に過失により生じたる損害があれば參加人は手形金額の範圍内に於て賠償責任がある。

第二節　參加引受

參加引受は爲替手形にだけあつて約束手形にはない。而して參加引受は引受の爲の呈示を禁ぜざる爲替手形の所持人が滿期前に遡及權を有する一切の場合に爲すことが出來る。

爲替手形に支拂地に於ける豫備支拂人が記載してあるときは其所持人は其者に手形を呈示し且拒絶證書により其者が引受を拒んだことを證明しなければ其記載を爲した者及其後者に對し滿期前に遡及權を行使することが出來ない。

豫備支拂人以外の參加引受の場合に於ては所持人は之を拒むことが出來る、若し所持人が之を承諾すれば被參加人及其後者に對し滿期前に遡及權を行使することが出來ぬ。

參加引受は之が爲に滿期前の遡及權を失ふから所持人の爲に必ずしも利益とは云へぬ。故に之を承諾するや否やは所持人の自由とした、併し豫備支拂人の記載ある手形は所持人も之を承知の上で取得したのであるから之を拒絶することが出來ぬこととした。

參加引受を爲すには爲替手形に其趣旨及被參加人を記載して署名することを要する、被參加人の表示をしなければ振出人の爲に爲したものと看做される。

參加引受を爲したる者は所持人及被參加人より後の裏書人に對し被參加人と同一の義務を負ふ。

被參加人及其前者は參加引受があつても所持人に對し前章の六で說明した所持人の請求金額の支拂と同時に爲替手形の交附を請求することが出來る、拒絶證書及受取を證する記載を爲した計算書があれば其書類の交附をも請求することが出來る。

第三節　參加支拂

一　性質　參加支拂は爲替手形にもあり約束手形にもある、此點參加引受と異なる。

參加支拂は手形所持人が滿期又は滿期前に遡及權を有する一切の場合に之を爲すことが出來る、而して參加人の支拂は支拂拒絶證書を作成することの出來る最後の日の翌日迄に被參加人が支拂を爲すべき全額に付之をしなければならぬ。

爲替手形が支拂地に住所を持つ參加人によりて引受けられたとき又は爲替手形、約束手形が支拂地に住所を持つ者が豫備支拂人として記載せられたるときは所持人は之等の者の全員に手形を呈示し且必要あるときは拒絶證書を作らせることの出來る最後の日の翌日迄に支拂拒絶證書を作成しなければならぬ、若し此期間內に拒絶證書の作成を怠れば豫備支拂人を記載したる者又は被參加人及其後の裏書人は手形上の債務を免れる。

參加支拂は所持人に於て拒むことが出來るが其場合所持人は其支拂により義務を免れ得た者に對する遡及權を失ふ、此點は參加引受の場合と異なる。

二　方式　參加支拂は被參加人を表示し且受取を記載した手形により證明するを要する。而して其手形に被參加人を表示しなければ爲替手形では振出人、約束手形では第一の裏書人の爲に爲したものと看做される。

參加支拂を爲したときは所持人は其手形を參加支拂人に交附することを要する、所持人が拒絶證書を作成したるときは其拒絶證書をも參加支拂人に交附しなければならぬ。

三　効力　參加支拂を爲した者は被參加人及其者の手形上の債務者に對し手形より生ずる權利を取得する、但參加支拂人は更に其手形を他に裏書讓渡を爲すことが出來る。

參加支拂を爲したときは之により被參加人より後の裏書人は手形上の債務を免れる、故に被參加人自身は手形の義務を免れない。

次に參加支拂を爲す者數人あるときは最も多數の義務を免れさせる者が優先する、此事情を知つて此規定に反して參加支拂を爲した者は最も多數の義務を免れさせる參加人が參加した場合に免れ得た債務者に對する遡及權を失ふ、

第九章　複本及謄本

第一節　複　本

複本は爲替手形にだけあつて約束手形にはない、而して複本を發行し得る者は振出人である。卽ち爲替手形の振出人は一の手形關係に付同一內容のものを數通振出すことが出來る、此場合各手形の內容は同一であるから正副の區別はない。併し之等のものは合同して一個の手形關係を爲す。

爲替手形に於て複本を發行したるときは其證券の文言中に番號を附けなければならない若し番號の記載を缺けば各通は各獨立した手形と看做される

手形に一通限りにて振出す旨の特別の記載がなければ所持人は自己の費用を以て複本の交附を請求することが出來る。此場合には所持人は自己の直接の裏書人に對して其請求を爲し其裏書人は自己の裏書人に對して手續を爲すことによりて之に協力し順次振出人に及

ぶものとす、而して新交附の複本には各裏書人更に裏書を再記することを要する。

複本の一通に對する支拂は其支拂が他の複本をも無效とする旨の記載がなくとも其手形に對する債務を免れる、但支拂人が其際他の複本の返還を受けざるときは引受を爲した複本に對し責任を負ふ、數人に各別に複本を讓渡したる場合裏書人及其後の裏書人も亦其署名ある各通にして返還を受けないものに付責任を負ふ。

引受の爲複本の一通を送附したる者は他の各通に此一通を保持する者の名稱を記載しなければならぬ、而して其保持者は他の一通の正當なる所持人に對して送附されたる手形を引渡さなければならぬ、若し保持者が引渡を拒めば所持人は拒絕證書により一、引受の爲送附した一通が請求を爲すも引渡されなかつた事二、他の一通を以て引渡又は支拂を受けられなかつた事を證明するを要する、若し之等の手續を怠れば前者に對する遡及權を失ふ

第二節　謄　本

謄本は爲替手形及約束手形に共通の制度である、而して爲替手形又は約束手形の謄本は

手形所持人に於て發行することが出來る、手形の謄本は手形の寫しであるから原本に掲げた一切の事項を正確に再記し且末尾を示さなければならぬ。

手形の謄本は原本と同一の方法に從ひ且同一の效力を以て裏書又は保證を爲すことが出來る。

手形の謄本には原本の保持者を記載しなければならぬ、之は正當なる權利者に手形の所在を知らせる爲爲すのである、而して保持者は謄本の正當なる所持人に對し其原本を引渡すことを要する。若し保持者が原本の引渡を拒めば所持人は拒絶證書により原本が請求を爲すも引渡されなかつたことを證明しなければ謄本に裏書又は保證を爲した者に對し遡及權を行使することが出來ぬ。

謄本作成前に爲した最後の裏書の後に「爾後裏書は謄本に爲したるもののみ效力を有す」の文句其他之と同一意義の文言が原本に存すれば原本に爲した其後の裏書は無效である

第三編　小切手

第一章　振出

一　要件　小切手の振出の性質は手形の振出の性質と同じであるから茲では再說しない。

小切手を振出すには左の事項を記載しなければならない、而して各事項の意義に付ては手形振出の要件に付ての說明を參照せられたい。

一　證券の文言中に其證券の作成に用ふる語を以て記載する小切手なることを示す文字

二　一定の金額を支拂ふべき旨の單純なる委託

三　支拂を爲すべき者（支拂人）の氏名

四　支拂を爲すべき地の表示

五　小切手を振出す日及地の表示

六　小切手を振出す者（振出人）の署名

以上の事項の内其一を缺けば小切手としては無效である、併し此内支拂地の記載を缺く場合に支拂人の名稱に地が附記してあれば其地を以て支拂地と看做す、支拂人の名稱に數個の地が附記してあれば初頭に記載してある地を以て支拂地とす、支拂地に付特別の記載なく又支拂人の名稱にも地の附記がなければ振出地を以て支拂地とす。

次に振出地の記載を缺く小切手は振出人の名稱に附記してある地を以て振出地とす。

故に小切手の振出に於て支拂地又は振出地の記載を缺くとも右の條件を具ふれば小切手として有效である。

小切手の支拂人に付ては制限がある、卽ち小切手を振出すには　一、銀行を支拂人とすること　二、其銀行には振出人が處分し得る資金が存すること　三、振出人と銀行との間に資金を小切手により處分し得る契約（當座預金契約）の存することを要する、但此規定に反して振出したる小切手と雖も有效であるが振出人に對し制裁がある、卽ち此規定に反して小

切手を振出したる者は五千圓以下の過料に處せらる（尙銀行に付ては一三頁參照）

小切手に於ても要件以外の事項の記載は小切手法上の效力を發生するものと然らざるものとがある、前者に屬するものは　一、支拂人又は振出人の名稱に附記したる地　二、第三者方拂の約　三、指圖禁止の文句　四、無費用償還文句　五、複本の番號等であつて後者に屬するものは　一、引受文句　二、利息文句　三、無擔保文句　四、滿期等である。後者に屬するものは孰れも小切手が支拂證券たるの性質に反する事項であるから無效である、若し之等の事項を記載したるときは其文言の記載なきものとせらる、從而小切手は有效である。

二　方式及效力　小切手は　一、記名式又は指圖式　二、記名式にして『指圖禁止』の文言を記載せるもの　三、持參人拂式の何れかにより振出すことが出來る。

記名式は受取人が特定したものであつて指圖式は特定の人が指定したる者に支拂ふべきものであつて持參人拂式は受取人が特定せず何人でも小切手を持參した者に支拂ふべきものである、記名式小切手であつて『又は持參人に』の文字又は之と同一意義の文言を記載

したる小切手及受取人の記載なき小切手は持參人拂式と看做される、之等の區別により讓渡の方法が異なる。

小切手は振出人の自己指圖にて振出すことが出來る、又自己宛即ち自己を受取人として振出すことも出來る、且又小切手は第三者の計算に於て振出すことも出來る、最後の小切手は所謂委託小切手であつて手形（二一頁）に當るものである、

小切手は支拂人の住所地に在ると否とを問はず第三者の住所に於て支拂ふべきものと爲すことが出來る、但其第三者は銀行なることを要する（第三者方拂小切手）

小切手の金額を文字と數字とで記載したる場合に於て其金額に差異があるときは文字を以て記載した金額を小切手の金額とす、又小切手の金額を文字を以て重複して記載し又は數字を以て重複して記載したる場合に於て其金額に差異があるときは最小の金額を以て小切手の金額とする。

小切手の振出に於ても白地式を認めて居る、其意義及性質は白地式手形と同樣である。

其補充權の性質及效果も亦同樣である、卽ち未完成にて振出したる小切手に豫あ爲した合意と異なる補充を爲したる場合に於ては其違反を以て所持人に對抗することが出來ない

但所持人に於て小切手取得に付惡意又は重大なる過失のある場合は其所持人に對し約旨違反を以て對抗が出來る（白地手形の性質等に付ては二二頁以下參照）

小切手の振出人は振出により支拂を擔保する、若し振出人が支拂を擔保せざるやうな文言を小切手に記載したときは其文言の記載なきものと看做される、蓋し振出人が支拂擔保の責（二四頁）を負はないやうな不確實な小切手は小切手の性質に反するからである。

第二章　讓渡

一　方式　記名式又は指圖式の小切手は裏書により之を讓渡することが出來る、記名式小切手で特に指圖禁止の文字又は之と同一意義の文言が記載してある場合には裏書讓渡は出來ぬ、併し此場合でも民法の指名債權讓渡の手續及效力に從ひ讓渡することが出來る。

持參人拂式の小切手は單に交附によりて讓渡することが出來る。

小切手の裏書は小切手又は之と結合したる紙片（補箋）に裏書の趣旨を記載し且署名するを要する（記名式裏書）又小切手の裏書は被裏書人を指定せずして爲し又は單に裏書人の署名だけで爲すことが出來る、之を白地式裏書と云ふ、而して單に署名だけで爲す場合は其署名は小切手の裏面又は補箋にしなければ裏書の效力がない。

持參人拂式の裏書は白地式裏書と同一の效力を有する。

小切手の裏書には右の如く記名式と白地式とがあるが何れによるも裏書は單純（三頁）なることを要する、若し裏書に條件を附すれば其條件の記載なきものと看做される、又小切手の裏書は小切手金の全部に對して爲すを要し一部に對して爲したものは無效である。

小切手の裏書人が裏書に際し 一、無擔保文句 二、裏書禁止の文句 三、日附四、宛所五、無費用償還文句を記載したるときは何れも小切手法上の效力を生ずる、其以外の事項の記載は無效であつて場合により裏書が無效となり場合により附記だけが無效となる。

二　效力

小切手に於ける裏書は記名式と白地式とに拘らず之によりて小切手より生ずる一切の權利を移轉する、裏書が白地式であるときは所持人は 一、自己の名稱又は他人の名稱を以て白地を補充することが出來る 二、白地式により又は他人を表示して更に小切手に裏書することが出來る 三、白地を補充せず且裏書を爲さずして讓渡することが出來る。

小切手の裏書人は裏書により支拂擔保の責任（二四頁）を負ふ、但裏書人が支拂を擔保せざる旨又は爾後裏書を禁止すべき旨を記載したるときは支拂擔保の責任がない。

小切手の裏書によりて右の效力を生ずるには裏書が連續することを要する、而して裏書の連續の性質に付ては手形の裏書で述べたのと同じである。

裏書し得べき小切手の占有者が裏書の連續により其權利を證明すれば記名式裏書と白地式裏書とに拘らず適法の所持人と看做される、最後の裏書が白地式の場合と雖も亦同じである、抹消したる裏書は裏書連續の關係に於ては其記載なきものと看做さる、白地式裏書に次で他の裏書があるときは其裏書を爲した者は白地式裏書によりて取得したものと看做す

持參人拂式小切手は其所持人を債權者とするものであるから之が讓渡に付ては單に證券を交附すれば足り裏書を爲すべき餘地がない、併し此證券に裏書を爲したる場合に於ては其裏書を無效とする謂れがないから現行法では此場合裏書人は遡及に關する規定に從ひ責任を負ふことゝした、舊法に於ては此規定がなかつた爲裁判上では之を無效とした。

斯の如く持參人拂式小切手に裏書を爲したるときは擔保責任を負ふが之が爲に指圖式小切手に變るのではない、從而裏書連續により權利の證明を爲すの必要なく又裏書があつても單に交附によりて他に讓渡することが出來る、卽ち依然として持參人拂式小切手たるの性質を有する。

事由の如何を問はず小切手の占有を失つた者がある場合に於て其小切手を取得した所持人は小切手が持參人拂式のものなるとき又は裏書の出來るものであつて其所持人が前述の裏書の連續を以て其權利を證明したるときは小切手を其者に返還する義務がない、但其所持人が其小切手取得に付惡意又は重大なる過失のある場合は返還の義務がある。

小切手により請求を受けたる者は振出人其他所持人の前者に對する人的抗辯を以て所持人に對抗することが出來ぬ、但所持人が其債務者を害することを知つて取得したる場合は其所持人に對抗が出來る、小切手が文言證券（四頁）であることは此の規定にも基く。

三　戻裏書　小切手の裏書は振出人其他の債務者に對しても爲すことが出來る、之等の者は更に裏書を爲して他に讓渡することが出來る、其理由は手形で述べたのと同じである。

併し小切手の支拂人は裏書が出來ぬ、此點は手形と異なる點であつて小切手の支拂人が爲した裏書は無效である。

小切手の支拂人に對し爲した裏書は受取證書たる效力だけを有する、但支拂人が數個の營業所を有する場合に於て小切手の振當てられたる營業所以外の營業所に對して爲した裏書は裏書の效力を有する。

四　取立委任の裏書　小切手に於ける取立委任の裏書の意義性質其內容效力は手形の取立委任の裏書と全然同一であるから該說明を參照せられたい（三〇頁）

五　拒絕證書作成後の裏書　拒絕證書若くは之と同一の效力を有する宣言の作成後の裏書又は呈示期間經過後の裏書は指名債權讓渡の效力のみを有する、其理由は手形と同じである、而して此事實は振出の日附あるものは夫れにより判定するが日附の記載なき裏書は拒絕證書若くは之と同一の效力を有する宣言の作成前又は呈示期間經過前に爲したものと推定されることも亦手形と同樣である。

第三章　保　證

一　方式　小切手の支拂は其金額の全部又は一部に付保證により之を擔保することが出來る、而して保證の性質は手形の保證の性質と同じである。

小切手の保證を爲すことの出來る者は支拂人を除く外第三者は勿論小切手上の債務者でも出來る。

小切手の保證は小切手又は補箋に『保證』其他之と同一の意義を有する文字を以て表示し且署名をして爲す、小切手の表面に單に署名を爲したるときは之を保證と看做す、但振出人の爲したる署名は保證とはならない。

小切手の保證を爲すには何人の爲に爲すかを表示しなければならない、若し其表示がないときは振出人の爲に爲したるものと看做さる。

二　效力　保證人は保證をせられたる者と同一の責任を負ふ、而して保證は其擔保したる債務が方式の瑕疵を除き他の如何なる事由によりて無效であるときと雖も保證は有效とする。

保證人が小切手の支拂を爲したるときは保證せられた者及其者の小切手上の債務者に對し小切手より生ずる權利を取得する。

第四章　呈示及支拂

小切手も其支拂を受くるには所持人が小切手を支拂人に對し呈示して支拂を求めなければならぬ、而して支拂呈示並に支拂の原則は左の如くである。

一　小切手は凡て一覽拂（呈示を爲せば直に支拂はるべきもの）のものとす、之に反する一切の記載は無效である。

振出の日附として記載したる日より前に支拂の爲呈示したる小切手（先付小切手）は呈示の日に於て卽ち振出の日附前と雖も呈示の日に於て支拂ふべきものとす。

國內に於て振出し且支拂ふべき小切手は十日內に支拂の爲呈示するを要する、而して此期間は小切手に振出の日附として記載したる日より計算する、所持人が期間內に於ける支拂の呈示を怠れば前者に對する遡及權を失ふ、併し振出人に對する權利は失はぬ。

二　小切手の支拂の爲の呈示は所持人が支拂の營業所に呈示して爲す、併し手形交換所に於ける小切手の呈示は支拂の爲の呈示たる效力を有する。

三　支拂人が小切手金を支拂ふのは振出人との間に於ける委託契約に基くものである、從而振出人は何時でも此契約を取消すことが出來る譯であるが斯くては小切手取引の安全を害するから小切手の呈示期間中は委託の取消が出來ぬこととした、若し小切手の呈示期間中に委託の取消を爲したるときは呈示期間經過後に於てのみ其效力を生ずる、支拂委託の取消なきときは支拂人は前記の呈示期間經過後と雖も支拂ふことが出來る。

小切手振出の後振出人が死亡し又は無能力者となるも小切手の效力には影響がない。

四　小切手の支拂も小切手と引換でなければ支拂ふ必要がない、而して小切手の支拂人は支拂を爲すに當り所持人に對し小切手に受取を證すべき記載をさせて之を交附すべきことを請求することが出來る。

小切手の所持人は支拂の一部支拂を拒むことが出來ぬ、其理由は手形の支拂で述べたのと同じである。而して一部支拂の場合に於ては其支拂ありたる旨を小切手上に記載せしめ且受取證の交附を請求することが出來る。

五　裏書を爲すことの出來る小切手の支拂を爲す支拂人は支拂を爲すに當り裏書の連續の整否を調査するの義務あるも裏書人の署名の眞否を調査するの義務なきことも手形と同樣である。

第五章　線引小切手

小切手の振出人又は所持人は小切手に線引を爲すことが出來る、所謂横線小切手であつて一般線引と特定線引（又は普通横線と特別横線）との二種がある、何れも盜難紛失等を防ぐ目的を以て振出すのである。

線引小切手は小切手の表面に二條の平行線を引いて爲すを要する。

二條の線内に何等の指定を爲さず又は『銀行』又は之と同一意義を有する文字を記載したるときは一般線引とし二條の線内に銀行の名稱を記載したるときは特定線引とす。

一般線引は特定線引に變更することが出來るが特定線引は一般線引に變更することが出來ない、而して線引又は被指定銀行の名稱の抹消は之を爲しても爲さゞるものと看做さる

一般線引は支拂人に於て銀行又は支拂人の取引先に對してのみ之を支拂ふことを要し特定線引は支拂人に於て被指定銀行に對してのみ又被指定銀行が支拂人であるときは自己の

取引先に對してのみ支拂ふことが出來る、但被指定銀行は他の銀行に取立をさせることが出來る、被指定銀行が手形交換所に加入して居ない場合に此規定の運用を見る。

銀行は自己の取引先又は他の銀行よりのみ線引小切手を取得することが出來る、銀行は之等の者以外の者の爲に線引小切手の取立を爲すことが出來ない、何人の爲にも線引小切手の取立を爲し又は誰からでも之を取得すれば線引小切手の目的に副はぬからである。

數個の特定線引ある小切手は支拂人に於て之を支拂ふことが出來ぬ、但二個の線引ある場合に其一が手形交換所に於ける取立の爲に爲されたものは支拂ふことが出來る。

以上の規定を遵守せざる支拂人又は銀行は之が爲に生じたる損害に付小切手の金額を限度として損害賠償の義務がある。

尙振出人又は所持人が證券の表面に『計算の爲』の文字又は之と同一の意義を有する文言を記載して現金の支拂を禁じたる小切手であつて外國に於て振出し日本で支拂ふべきものは一般線引の效力を有す。

第六章　支拂拒絶による遡及

一　遡及の條件　小切手に於ける遡及權は所持人の權利であつて其性質は手形で述べたのと同樣である。

小切手の所持人が遡及權を行使するには　一、適法の時期に小切手を支拂の爲呈示したるも支拂を拒絶せられたること　二、支拂拒絶を　イ、公正證書（拒絶證書）　ロ、小切手に呈示の日を表示して記載し且日附を附したる支拂人の宣言　ハ、適法の時期に小切手を呈示したるも其支拂のなかつたことを證明し且日附を附したる手形交換所の宣言の何れかにより證明することを要する、斯る場合は小切手所持人は裏書人、振出人其他の債務者に對して遡及權を行ふことが出來る、而して拒絶證書又は之と同一の效力を有する宣言は呈示期間（十日）經過前に作成することを要する、期間の末日に呈示の場合は拒絶證書又は之と同一の效力を有する宣言は呈示の日に次ぐ第一の取引日に作成することが出來る。

二　遡及の通知　小切手の所持人が遡及權を行使するには拒絶證書又は之と同一の效力を有する宣言の作成の日に次ぐ又は無費用償還文句のある場合には呈示の日に次ぐ四取引日內に自己の裏書人及振出人に對し支拂拒絶ありたることを通知することを要する、各裏書人は通知を受けたる日に次ぐ二取引日內に前の通知者全員の名稱及宛所を示して自己の受けたる通知を自己の裏書人に通知し順次振出人に及ぶものとす、此期間は各其通知を受けたる時より進行す、以上の規定に從ひ小切手の署名者に通知を爲すときは同一期間內に其保證人に同一の通知を爲すことを要する、裏書人が其宛所を記載せず又は其記載が讀み難いときは裏書人の直接の前者に通知するを以て足る。

通知を爲すべき者は如何なる方法によりても之を爲すことが出來る、單に小切手を返附するによりても之を爲すことが出來る、併し通知を爲すべき者は適法の期間內に通知を爲したることを證明しなければならぬ、此期間に通知を爲す書面を郵便に付したるときは其期間を遵守したものと看做さる。

適法の期間内に右の通知を怠りたる者と雖も其權利を失はぬ、併し過失によりて生じたる損害あるときは小切手の金額を超へざる範圍内に於て賠償責任がある。

三　無費用償還文句　拒絶證書の作成は遡及權行使の條件であるが小切手債務者は之を免除することが出來る、而して之を爲し得る者は振出人裏書人又は保證人であつて其記載の方式は手形の場合と同じである。

拒絶證書作成の免除は所持人に對し法定期間内に於ける小切手の呈示及通知の義務を免除しないこと及期間の不遵守は所持人に對し之を援用する者に於て其證明を爲すを要することも亦手形の場合と同樣である。

振出人が拒絶證書の免除を爲したるときは全部の署名者に對し其效力があり裏書人又は保證人が此文言を記載したるときは其裏書人又は保證人に對してのみ其效力がある、振出人が此文言を記載したるに拘らず所持人が拒絶證書又は之と同一の效力を有する宣言を作成したるときは其費用は所持人が負擔す、裏書人又は保證人が此文言を記載したる場合に於て拒絶證書又は之と同一效力を有する宣言の作成ありたるときは一切の署名者をして其費用を償還せしむることが出來る、之等は總て手形の場合と同樣である。

四　小切手債務者の責任　小切手上の債務者卽ち振出人、裏書人、保證人は所持人に對し合同して小切手金支拂の責任がある、故に小切手の所持人は之等の債務者に對し其債務を負ひたる順序に拘らず各別又は共同に請求を爲すことが出來る、小切手の署名者であつて之を受戻したる者も同一の權利を有する。

右の場合に小切手の債務者に對する請求は他の債務者に對する請求を妨げない、既に請求を受けたる者の後者に對しても亦同樣である。

五　遡及の內容　小切手の遡及權の內容も手形の場合と同じく所持人と小切手を受戻したる者とにより區別がある、所持人が遡及を受くる者に對して請求し得る金額は　一、支拂なき小切手金額及之に對する年六分の率による呈示の日以後の利息　二、拒絶證書又は之と同一の效力を有する宣言の費用、通知の費用及其他の費用等の合算額であつて小切手を受戻

したる者が其前者に對して請求し得る金額は　一、其支拂ひたる總金額及之に對する支拂の日以後年六分の率による利息　二、其支出したる費用の合算額である。

六　償還　遡及を受けたる債務者又は受くべき債務者卽ち通知前に自ら進んで償還する者は前項說明の金額を支拂と引換に拒絕證書又は之と同一の效力を有する宣言書、受取を證する記載を爲した計算書及小切手の交附を請求することが出來る、而して此場合小切手を受戻したる裏書人は自己及後者の裏書を抹消することが出來る。

七　遡及と不可抗力　法定の期間內に於ける小切手の呈示又は拒絕證書若くは之と同一の效力を有する宣言の作成が避くべからざる障碍（國の法令による禁制其他の不可抗力）によりて妨げられたるときは其期間を伸長す、此場合所持人は自己の裏書人に對し遲怠なく其不可抗力を通知し且小切手又は補箋に其通知を記載し日附を附して之に署名することを要する、其他に付ては本章の二で說明の規定に從ふ、而して不可抗力が止めば所持人は遲怠なく支拂の爲小切手を呈示し且必要あるときは拒絕證書又は之と同一の效力を有する宣言を作成しなければならない。

不可抗力が所持人に於て其裏書人に不可抗力の通知を爲した日より十五日を超ゆるも尙繼續するときは呈示期間經過前に其通知を爲した場合でも呈示又は拒絕證書又は之と同一の效力を有する宣言を要せずして遡及權を行使することが出來る。

所持人又は所持人が小切手の呈示又は拒絕證書若くは之と同一の效力を有する宣言の作成を委任したる者に付ての單純なる人的事由は不可抗力とならない。

第七章　複本

一　複本の發行　小切手に於ける複本も爲替手形の複本と大體同性質であるが只其振出の條件が異なる、卽ち複本を發行することの出來る小切手は　一、一國に於て振出し他の國に於て若くは振出國の海外領土に於て支拂ふべき小切手　二、一國の海外領土に於て振出し其國に於て支拂ふべき小切手三、一國の同一海外領土に於て振出し且支拂ふべき小切手四、又

は一國の一海外領土に於て振出し其國の他の海外領土に於て支拂ふべき小切手にして持參人拂式以外の小切手に限る、而して小切手の複本を發行したるときは其證券の文言中に番號を附することを要する、若し番號の記載を缺くときは各通は各別の小切手と看做される小切手に於て複本を發行し得る者は振出人だけである。

二　複本の支拂　複本の一通の支拂が他の複本を無效とさせる旨の記載がなくとも他の複本に付ての責任を免れる、卽ち小切手全體に對する責任を免れる、併し數人に各別に複本を讓渡したる裏書人及其後の裏書人は其署名ある各通にして返還を受けざるものに付責任を負はなければならぬ。

第八章　支拂保證

支拂保證の制度は舊法にはなかつた、蓋し小切手は金錢支拂の具として發行するものであるから引受と云ふ觀念を容れない、併し小切手と雖も證券上其支拂を確保させることは

小切手の授受を一層有效ならしむる效果がある、現行法は此理由に基き支拂保證を認めた

支拂保證は支拂人が小切手債務を負擔する目的を以て爲した小切手上の行爲である、故に支拂保證を爲し得る者は支拂人に限る。

支拂保證を爲すには小切手の表面に『支拂保證』其他支拂を爲す旨の文言を以て表示し日附を附して支拂人が署名しなければならない、而して支拂保證は單純なることを要する

支拂保證により小切手の記載事項に加へたる變更は之を記載せざるものと看做す。

支拂保證を爲した支拂人は呈示期間の經過前に小切手の呈示ありたる場合に於てのみ支拂を爲すの義務を負ふ、從つて呈示期間を經過したる場合は支拂保證の效力を失ふ、併し呈示期間內の呈示に對し支拂なき場合に於ては呈示期間經過後と雖も責任を免るゝことが出來ない、但此場合所持人は支拂呈示を爲したることを公正證書、小切手に呈示の日を表示して記載し且日附を附したる支拂人の宣言、適法の時期に小切手を呈示したるも其支拂なき旨を證明し且日附を附したる手形交換所の宣言の何れかにより證明しなければならぬ

右の條件を具ふるときは小切手の所持人及遡及により小切手を受戻したる者は第六章の五で述べた規定に從ひ償還請求を爲すことが出來る、最後の債務者は支拂人である。

支拂保證を爲すことにより支拂人は前述の如く小切手金支拂の責任を負ふが之が爲振出人其他の小切手上の債務者は其責任を免るゝことが出來ない。

支拂保證を爲したる者に對する權利の行使例へば支拂の呈示又は拒絶證書の作成が不可抗力により妨げられたるときは第六章の七で述べた規定に從ふ。

支拂保證を爲したる支拂人に對する小切手上の請求權は呈示期間經過後一年を以て時效に罹り消滅す。

商法常識

手形法及小切手法

—(完)—

昭和十年九月十一日印刷
昭和十年九月十五日發行

〔定價金五拾錢〕

不許複製

著作兼發行者　東京市京橋區木挽町六丁目四番地　畔柳桑太郎

印刷者　東京市芝區田村町七番地　宮本廣吉

印刷所　東京市芝區田村町七番地　宮本製本所印刷部

發行所　東京市京橋區木挽町六ノ四　商法研究社　電話銀座五三三五番　振替東京六九六六四番

369
202